

別表第5（第4条関係）

補助金の種類	(5)結婚新生活支援補助金
○補助対象世帯	
ア	交付決定を受けようとする年度（以下「交付申請年度」という。）の前年度1月1日以降に婚姻届を提出し、受理された婚姻届の提出時点で夫婦とも39歳以下かつ本表に定める交付要件を満たす世帯
イ	交付申請年度の前年度に結婚新生活支援補助金の交付決定及び補助金の受給を受けた世帯であって、その受給額が以下に定める1世帯当たりの上限額に達しなかった世帯 ただし、以下に該当する場合は補助対象としない。 ①夫婦のうちいずれか1人又は両人が国、県その他地方公共団体が行う地域少子化対策重点推進交付金、えひめ人口減少対策総合交付金及びその両方を財源とした、本補助金と同趣旨の補助金交付を受けている場合。ただし、本市において、上記イに該当する世帯を除く。 ②令和5年4月1日以降に離婚した同一の者同士が再婚した場合
○補助対象経費及び補助限度額	
交付申請年度の4月1日以降、交付申請日までに支払又は購入した以下の費用	
a.	引越費用 申請時に居住する市内物件への転居に関する引越費用で、引越業者又は運送会社に支払った実費に限る。
b.	家賃、共益費、仲介手数料、住宅購入費、リフォーム費用 住宅に付随する駐車場の賃借料について、家賃に含まれ区分できない場合は補助対象とするが、駐車場賃借料として明記されている場合は補助対象経費から控除する。 職場からの家賃補助がある場合は、支払った家賃等の額から当該補助金額を控除した金額を補助対象経費とする。 敷金及び入居物件の所有者に対する礼金は補助対象としない。 申請者又は配偶者の3親等以内の親族が所有する物件に入居した場合の家賃及び3親等以内の親族が所有していた物件を購入した費用は補助対象経費としない。
補助限度額：いずれも1世帯当たり	
①	夫婦とも29歳以下かつ世帯所得500万円未満の世帯 60万円
②	夫婦とも39歳以下かつ世帯所得500万円未満の世帯 30万円
③	夫婦とも29歳以下かつ世帯所得500万円以上660万円未満の世帯 20万円 ただし、上記の①～③については重複受給を認めない。
世帯所得の算出方法のほか補助対象経費の詳細に関して本要綱に記載のない事項は、地域少子化対策重点推進交付金交付要綱（令和5年4月1日こども家庭庁長官決定）及び地域少子化対策重点推進交付金実施要領の「別記2 結婚新生活支援事業」の規定を準用する。	
c.	時短家電及び省エネ家電の購入費

補助限度額：一世帯当たり

夫婦とも29歳以下かつ世帯所得660万円未満の世帯 20万円

時短家電及び省エネ家電の詳細については、別表第1に記載の「(1)若年出産世帯応援補助金」における「b. 時短家電購入費」及び「c. 省エネ家電購入費」の規程を準用する。

ただし、付属品等の購入費、家電リサイクル料、既存品等の処分・廃棄費用のほか、中古品を購入した経費、各種ポイント等により支払われた経費は対象外とする。

a～cについては、いずれの要件にも該当する場合に限り重複申請を認める。

#### ○提出書類等

- ①伊予市人口減少対策補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ②結婚新生活支援補助金申請明細書
- ③補助金振込先口座の通帳写し等（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が明記されたもの）
- ④婚姻届提出日が分かる書類（夫婦の氏名が記載された戸籍謄本等）
- ⑤夫婦の申請時点の住所及び生年月日が分かる住民票
- ⑥夫婦の直近の所得証明書（7月1日以降の受付は、申請年度の前年所得に係る証明に限る。）、奨学金の返還状況が分かる資料
- ⑦補助対象として申請する金額の根拠が分かる資料の写し（各種契約書等）
- ⑧領収書原本（家賃など領収書が発行されていない場合は、補助対象経費が支払われたことが分かる通帳等の写しをもってこれに代えることができる。）  
インターネット等で時短家電及び省エネ家電を購入した場合は、「領収書」、「注文確定」等の表示とともに商品名、購入日、購入金額等が記載されたページのプリント
- ⑨写真（bのうちリフォーム費用を対象とする場合は工事後の写真、cを対象とする場合は配置又は設置後の状況写真）
- ⑩製造メーカーが発行した保証書（cを対象とする場合）
- ⑪製品カタログの写  
家事負担の軽減又は省エネ効果など、交付要件を満たすことが確認できるページ
- ⑫事業に関するアンケート（結婚新生活支援補助金）

#### ○交付申請受付期限及び受付方法その他留意事項

- ・受付期限：令和7年2月28日（金曜日）必着
- ・受付方法：提出書類等を下記の申請受付窓口に持参又は郵送すること。  
ただし、郵送による申請については、上記受付期間を超えて到着した場合は受付したものとみなさない。  
なお、市は、郵送中の事故、紛失その他いかなる事情についても関知しない。
- ・その他留意事項：上記受付期間内に受付した場合にあっても、別に市長が定める期限までに申請者が提出書類の修正等に応じないとき又は申請書に

記載の連絡先への通知に対して返答がないときは、市長は当該申請について不交付の決定をすることができる。

○申請受付窓口・問合せ先

〒799-3193 伊予市米湊820番地 伊予市 市民福祉部 子育て支援課  
電話089-982-1119

受付時間：午前8時30分から午後5時15分

ただし、伊予市の休日を定める条例（平成17年伊予市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる市の休日を除く。